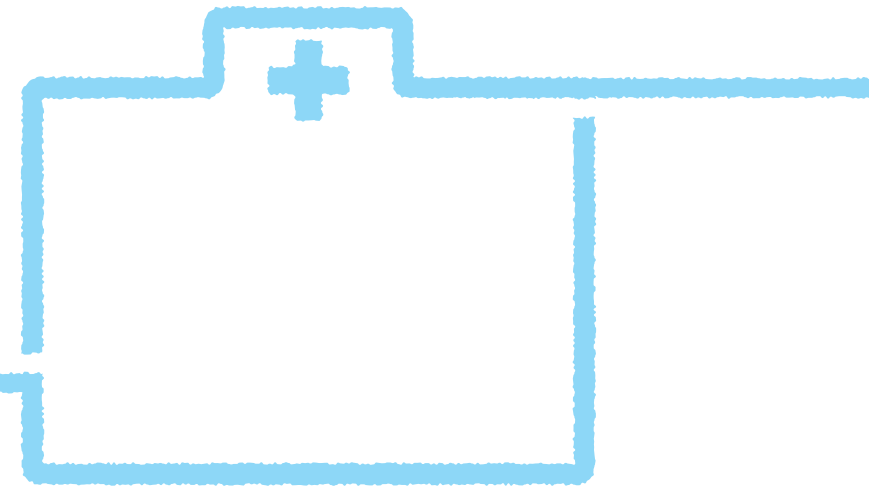


明治安田の

5年ごと配当付組立総合保障保険



ご案内ブックレット



かんたん保険シリーズ

ライト!

By 明治安田生命

契約年齢範囲

被保険者：満16歳～満80歳

契約者：満18歳以上(満15歳以上
満18歳未満の有職者)

2025年1月改訂



入院・手術・退院後の通院などの保障を ケガに限定してご準備いただける保険です



特徴1

あんしんの充実保障！

特定の5つのケガは一時金給付タイプで、
入院中の治療費は実額給付タイプ*で保障をご準備いただけます



特徴2

なっとくの選べる保障！

さまざまな特約から、
ニーズにあわせて保障を選べます



特徴3

お手軽な保険料！

ケガ専用の保険のため
お手軽な保険料でご加入いただけます

*実額給付タイプについて
公的医療保険制度と連動し、入院中の治療費の自己負担額を保障します。

この冊子をご覧になるにあたって

- このご案内ブックレットは、「商品パンフレット」「ご契約時の留意事項」「特に重要なお知らせ（注意喚起情報）」で構成されています。
- おすすめプランをあわせておわたしする場合、おすすめプランと「ご契約時の留意事項」をあわせたものが「保険設計書（契約概要）」となります。
ご契約の際には、必ずご確認のうえ、大切に保管してください。
- 「保険設計書（契約概要）」は、おすすめプランをご説明するものであり、ご契約内容の写しではありませんので、ご契約後の保障内容については「ご契約締結内容通知書」を必ずご確認ください。
- ご契約のしおりや約款・特約条項の全文は当社ホームページ（裏表紙参照）の「MY Web約款」から閲覧いただけます。詳しくは「『MY Web約款』について」（13ページ）をご覧ください。
ご契約のしおりや約款・特約条項の全文が印刷された冊子をご希望される場合は、当社の担当者までご連絡ください。

当社では、個人のお客さま向けの傷害保険について、明治安田生命保険相互会社または東京海上日動火災保険株式会社の商品をご提案することを経営方針としています。
東京海上日動火災保険株式会社の商品のご案内をご希望の場合は、担当者にお申しつけください。

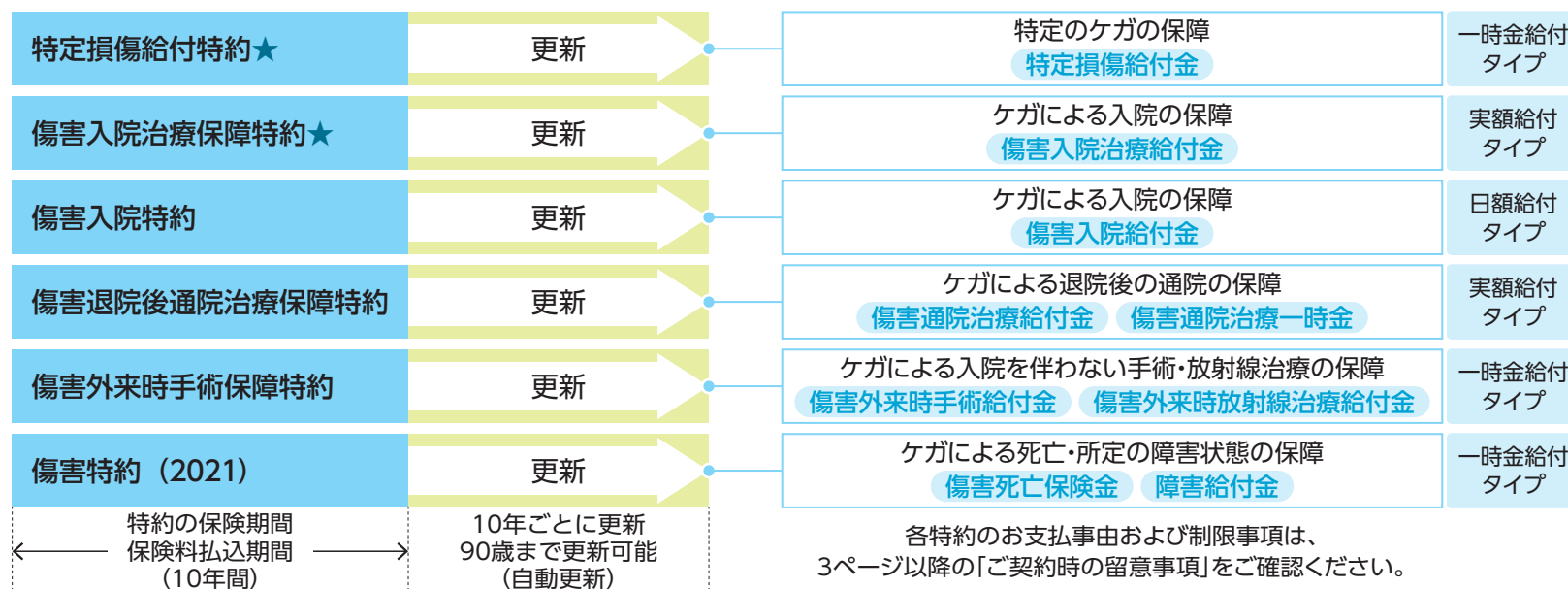
一時金給付タイプと実額給付タイプで
しっかり備える、

明治安田の



しくみ図

必要な特約を選択し、日常生活のなかで起こるさまざまなケガに対する保障を組み立てることができます。
特定損傷給付特約と傷害入院治療保障特約（★印）は、必須付加です。



- 保険料は、年齢・性別により異なります。
- この商品の保険料は、生命保険料控除の対象外です。
- ご契約時から1年経過以降、保障見直し制度のご利用により、病気による入院・手術などにも備えられる保障内容に変更することができます。制度ご利用時には、当社所定の要件があります。また、あらためて診査（告知）が必要となります。

- 更新にあたっては、更新のご案内をします。更新をご希望されない場合は、特約の保険期間満了日の2ヵ月前までにお申し出ください。
- 更新後の保険料は、更新日における被保険者の年齢および保険料率によって計算します。同一の保障内容で更新される場合であっても、通常、更新後の保険料は更新前よりも高くなります。

ご契約時の留意事項

「ご契約時の留意事項」は、「おすすめプラン」（個別に設計したプラン）とあわせて「保険設計書（契約概要）」となります。

お支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表事例を示しています。詳細は「ご契約のしおり 定款・約款」に記載していますのでご確認ください。

①②③…の番号は補足事項の番号に、①②の番号は「その他の留意事項」（8ページ）の番号に対応しています。

- この保険は、責任開始時以後に発生した不慮の事故によるケガ（傷害）を保障の対象としています。病気による入院・手術などは、保障の対象外です。
- 不慮の事故とは、**急激かつ偶発的な外来の事故**をいいます。

急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます（慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません）。
偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます（被保険者の故意に基づくものは該当しません）。
外来	事故が被保険者の身体の外から作用することをいいます（病気や病気に起因するものなど身体の内部に原因があるものは該当しません）。

1 特定損傷給付特約

お支払いする給付金	お支払いする場合（支払事由）	お支払額	お支払いの限度
特定損傷給付金	不慮の事故の日から180日以内に骨折・関節脱臼・腱の断裂・熱傷・永久歯の喪失の治療を受けたとき	特定損傷給付金額	同一の不慮の事故によるお支払回数：1回 通算：10回

対象となる特定損傷について

損傷名	損傷の定義
骨折①	骨組織の連絡が部分的あるいは完全に離断された状態をいう。ただし、 変形治癒、偽関節、病的または特発骨折を除く。
関節脱臼	関節面の生理的な相互関係が失われた状態をいう。ただし、 先天性脱臼、病的脱臼、反復性脱臼を除く。
腱の断裂②	腱が断裂した状態のうち、ギプスもしくはシーネによる固定または腱形成術（腱の移植術、移行術、交換術および縫合術を含む）を要するものをいう。ただし、 病気を原因とするものを除く。
熱傷	熱により生体の組織が損傷され、次のいずれかに該当する状態をいう。 ・深達性Ⅱ度熱傷…真皮層の深部まで障害された状態（ 直径2cm未満を除く ） ・Ⅲ度熱傷…皮膚全層ならびに皮下組織まで障害された状態（ 直径2cm未満を除く ）
永久歯の喪失	歯（ 第三大臼歯（親しらず）、過剰歯および乳歯を除く ）の根元から全体を永久に喪失した状態（医師の判断で行なわれた抜歯治療により永久に喪失した状態も含む）をいう。ただし、 病気またはそしゃく行為を原因とするものを除く。

補足事項 ①軟骨（鼻軟骨・肋軟骨・半月板等）の損傷はお支払いの対象とはなりません。
②筋・靱帯の損傷はお支払いの対象とはなりません。

▶ **8** 給付金などのお支払いに関する留意事項、**12** その他の留意事項 もご確認ください。

2 傷害入院治療保障特約、傷害入院特約

特約名称	お支払いする 給付金	お支払いする場合 (支払事由)	お支払額	
傷害入院治療 保障特約	傷害入院治療 給付金	不慮の事故によるケガのため、事故の日から180日以内に公的医療保険制度における保険給付の対象となる入院をしたとき①	型②	Ⅲ型 入院中の療養に係る診療報酬点数×3円
				Ⅱ型 入院中の療養に係る診療報酬点数×2円
				Ⅰ型 入院中の療養に係る診療報酬点数×1円
傷害入院特約	傷害入院 給付金	不慮の事故によるケガのため、事故の日から180日以内に入院をしたとき①	傷害入院給付金日額 ×入院日数③	

傷害入院治療給付金のお支払いについて

●以下のケースなど、公的医療保険制度における診療報酬点数が算定されない入院をしたとき①は、上記にかえて、下表のとおりお支払いします。

不慮の事故によるケガで事故の日から180日以内に、

(例)・海外で入院をした場合

- ・自由診療による入院をした場合
- ・労災(労働者災害補償保険)・自賠責(自動車損害賠償責任保険)・公的介護保険が適用される入院をした場合
- ・公的医療保険の保険給付が差し止められている状態で入院をした場合 など

型	Ⅲ型	Ⅱ型	Ⅰ型
お支払額	入院日数③×5,000円	入院日数③×3,300円	入院日数③×1,700円

お支払いの限度について

お支払いする給付金			1回の入院のお支払いの限度	通算限度
傷害入院治療 給付金	型	Ⅲ型	90万円	600万円
		Ⅱ型	60万円	
		Ⅰ型	30万円	
傷害入院給付金			180日分	1,095日分

●同一の不慮の事故による入院を2回以上した場合は、1回の入院とみなしてお支払いの限度の規定を適用します。

●ケガが併発している期間については、傷害入院給付金を重複してお支払いしません。

補足事項 ③入院日数は、暦の上での日を単位として数えます。例えば、午前中に入院し当日の夕方に退院した場合でも1日として数えます。また、入院の有無は、入院基本料の支払いの有無などを参考にして判断します。

▶ **8** 給付金などのお支払いに関する留意事項、**12** その他の留意事項 もご確認ください。

3 傷害退院後通院治療保障特約

お支払いする 給付金・一時金	お支払いする場合 (支払事由)	お支払額	
傷害通院治療 給付金	退院後、支払対象期間中④に、入院⑤と同一の原因の治療を目的とした公的医療保険制度における保険給付の対象となる通院⑥(在宅医療や遠隔診療・オンライン診療⑦を含みます)をしたとき①	型②	Ⅲ型 通院時の療養に係る診療報酬点数⑧ ×3円
			Ⅱ型 通院時の療養に係る診療報酬点数⑧ ×2円
			Ⅰ型 通院時の療養に係る診療報酬点数⑧ ×1円
傷害通院治療 一時金	1回の入院の支払対象期間中に傷害通院治療給付金の支払われる初回の通院をしたとき	1万円	

傷害通院治療給付金のお支払いについて

●退院後、支払対象期間中④に、入院⑤と同一の原因の治療を目的とした通院⑥をし①、以下のケースなどに該当したときは、1回の通院における「通院時の療養に係る診療報酬点数」を500点とみなして傷害通院治療給付金を計算しお支払いします。

- ・1回の通院における「通院時の療養に係る診療報酬点数」が500点未満のとき
- ・公的医療保険制度における診療報酬点数が算定されないとき

(例)・海外で通院をした場合

- ・自由診療による通院をした場合
- ・労災(労働者災害補償保険)・自賠責(自動車損害賠償責任保険)・公的介護保険が適用される通院をした場合
- ・公的医療保険の保険給付が差し止められている状態で通院をした場合 など

傷害通院治療給付金のお支払いの限度について

型	1回の入院の支払対象期間中の通院についてのお支払いの限度	通算限度
Ⅲ型	60万円	600万円
Ⅱ型	40万円	
Ⅰ型	20万円	

1回の入院の支払対象期間中の通院について

●同一の不慮の事故により2回以上の入院をした場合、後の入院が、前回の入院の退院日の翌日から180日以内に開始した入院であるときは、それぞれの支払対象期間中の入院と同じ原因による通院は、「1回の入院の支払対象期間中の通院」とみなしてお支払いの限度の規定を適用します。この場合、傷害通院治療一時金のお支払いは1回のみとします。

補足事項 ④1回の入院につき、退院時から退院日の翌日を起算日として180日が経過するまでの期間をいいます。

⑤傷害入院治療給付金が支払われる入院に限りです。

⑥同一の日に2回以上支払事由に該当する通院をしたときは、1回の通院とみなします。この場合、それぞれの通院時の療養に係る診療報酬点数を合計して傷害通院治療給付金額を計算します。

⑦医師による治療が必要であり、かつ、病院または診療所における治療が困難なため、医師または医師の指示により病院または診療所から訪問した者による治療を自宅等で受けることをいいます。病院または診療所ではない訪問看護ステーションによる訪問看護などはお支払いの対象とはなりません。

⑧「通院時の療養に係る診療報酬点数」には、病院または診療所に通院した際に発行された処方せんに基づき、薬局にて薬を処方された場合の調剤報酬点数も含まれます（ただし、選定療養に該当する部分は、お支払いの対象とはなりません）。

▶ **8** 給付金などのお支払いに関する留意事項、**12** その他の留意事項 もご確認ください。

4 傷害外来時手術保障特約

お支払いする給付金	お支払いする場合（支払事由）	お支払額	お支払いの限度
傷害外来時手術給付金	次のすべてを満たす手術⑨を受けたとき⑩⑪ ・不慮の事故によるケガのため、事故の日から180日以内に受けた手術であること ・入院を伴わない手術であること ・公的医療保険制度における保険給付の対象となる手術であること ・手術を受けた日の療養に係る診療報酬点数⑪の合計が2,000点以上であること	基準 給付金額	それぞれの給付金につき、施術の部位・内容・種類等を問わず、施術の開始日から60日の間に1回
傷害外来時放射線治療給付金	次のすべてを満たす放射線治療⑨を受けたとき⑪ ・不慮の事故によるケガのため、事故の日から180日以内に受けた放射線治療であること ・入院を伴わない放射線治療であること	基準 給付金額 ×2	お支払回数の限度はありません

傷害外来時手術給付金のお支払いについて

●以下のケースなど、公的医療保険制度における診療報酬点数が算定されないときは、その手術が、手術を受けた日時時点の診療報酬点数表において手術料が1,000点以上である手術のとき⑪には、傷害外来時手術給付金をお支払いします。

不慮の事故によるケガで事故の日から180日以内に、

(例) ・海外で入院を伴わない手術を受けた場合

- ・自由診療による入院を伴わない手術を受けた場合
- ・労災（労働者災害補償保険）・自賠責（自動車損害賠償責任保険）・公的介護保険が適用される、入院を伴わない手術を受けた場合
- ・公的医療保険の保険給付が差し止められている状態で、入院を伴わない手術を受けた場合 など

補足事項 ⑨手術または放射線治療を受けた時点の診療報酬点数表に「手術料」または「放射線治療料」の算定対象として列挙されている手術・放射線治療がお支払いの対象となります。

⑩治療を直接の目的とした手術でも、虫歯の治療のための抜歯術など、**歯、歯肉、歯槽骨の治療に伴う手術については、お支払いの対象とはなりません。**

⑪「手術を受けた日の療養に係る診療報酬点数」には、病院または診療所に通院した際に発行された処方せんに基づき、薬局にて薬を処方された場合の調剤報酬点数も含まれます。

▶ **8** 給付金などのお支払いに関する留意事項、**12** その他の留意事項 もご確認ください。

5 傷害特約（2021）

お支払いする 保険金・給付金	お支払いする場合 (支払事由)	お支払額	お支払いの 限度
傷害 死亡保険金 ⑫ ⑬	不慮の事故によるケガのため、 事故の日から180日以内に死 亡したとき	傷害死亡保険金額	—
障害給付金 ⑬ ⑭	不慮の事故によるケガのため、 事故の日から180日以内に所 定の身体障害表の第1級から第 6級までの障害状態に該当した とき	障害状態の程度により 傷害死亡保険金額の 10割～1割	通算：傷害死亡 保険金額の10割

補足事項 ⑫同一の不慮の事故で、すでに障害給付金をお支払いしている場合、これを差し引いてお支払いします。

⑬特定感染症を原因とする場合は、お支払いの対象とはなりません。

⑭同一の不慮の事故で、すでに傷害死亡保険金をお支払いしている場合、重複してお支払いしません。

▶ **8** 給付金などのお支払いに関する留意事項、**12** その他の留意事項 もご確認ください。

6 保険契約者代理特約（契約者サポート制度）

●ご契約者が、ご契約に関するお手続きをする意思表示が困難な場合などに、あらかじめ指定された保険契約者代理人^⑮が、ご契約者に代わって所定のお手続きを行なうことができます。

対象となるお手続きについて

●住所変更、保険金額の減額、解約などの、ご契約者が行なうご契約に関するお手続きが対象となります。
ただし、次のお手続きは代理可能なお手続きの対象外です。

- ・告知を要する手続き
- ・ご契約者の変更手続き^⑯
- ・保険契約者代理人の変更手続き
- ・保険金等の受取人の変更手続き
- ・ご契約者と被保険者が同一人である場合の、被保険者の同意を要する手続き

補足事項 ⑮保険契約者代理人の範囲等の詳細については、「ご契約のしおり 定款・約款」をご確認ください。

⑯被保険者と保険契約者代理人が異なる場合の、被保険者を新たなご契約者とする変更手続きは、代理可能な手続きです。

7 保険料のお払込みが免除される場合

●所定の障害状態に該当したときは、該当日の直後に到来する月単位の契約応当日以降の特約保険料のお払込みは免除され、特約保険料のお払込みがあったものとして保障は継続されます。

特約保険料のお払込みが免除される場合
所定の身体障害表の第1級の障害状態（高度障害状態）に該当したとき
不慮の事故の日から180日以内に所定の身体障害表の第2級・第3級の障害状態に該当したとき

▶ **8** 給付金などのお支払いに関する留意事項、**12** その他の留意事項 もご確認ください。

8 給付金などのお支払いに関する留意事項

給付金などをお支払いできない場合について

- 美容上の処置、薬剤などの購入・受取りのみを目的とした通院など、**治療を直接の目的としない入院・通院・手術・放射線治療はお支払いの対象とはなりません。**
- 病気を直接の原因とする入院・通院・手術・放射線治療は、お支払いの対象とはなりません。
- 責任開始時前の病気・ケガを原因とする場合は、原則として給付金などのお支払いや保険料のお払込みの免除はできません。
- 支払事由に該当していても給付金などをお支払いしない事由（免責事由）は、主に以下の事由です。**

- ・被保険者の犯罪行為
 - ・保険契約者、被保険者または受取人の故意または重大な過失
 - ・被保険者の精神障害・泥酔の状態を原因とする事故
 - ・被保険者による無資格運転・酒気帯び運転中の事故
 - ・地震、噴火または津波
 - ・戦争その他の変乱
 - ・頸部症候群（「むちうち症」）または腰痛で他覚所見のないもの* など
- * 傷害入院治療給付金、傷害入院給付金、傷害通院治療給付金の場合

傷害入院治療給付金（P.4）、傷害通院治療給付金（P.4～P.5）について

- 高額療養費の支給の有無にかかわらず、入院中および通院中の診療報酬点数に応じた金額をお支払いします。ただし、ご請求時にお支払いの対象とならない入院および通院の診療報酬点数が含まれていた場合、その点数を除きます。**

傷害外来時手術保障特約（P.5）について

- 「診療報酬点数表において、一連の治療過程に複数回の手術または放射線治療を受けた場合に手術料または放射線治療料が1回のみ算定されるものとして定められている手術または放射線治療」は、第1回目の手術または放射線治療のみを受けたものとして取り扱います。手術例としては、超音波骨折治療法などがあります*（2023年8月現在）。
*診療報酬点数表の改正により変更になることがありますので、詳しくは厚生労働省のホームページでご確認ください。

傷害特約（2021）（P.6）、保険料のお払込みが免除される場合（P.6）の所定の「身体障害表」の等級について

- 所定の「身体障害表」の等級は、**身体障害者福祉法で定められている身体障害の等級、各種公的年金制度から支給されている障害年金の等級などとは異なります。**

9 指定代理請求制度（被保険者請求サポート制度）

- 被保険者がお受取りになる給付金などについて、被保険者本人がご請求できない特別な事情がある場合に、指定代理請求人が被保険者に代わって給付金などをご請求いただくことができます。
- 要介護状態などに該当し、被保険者本人からのご請求が困難となった場合でも、給付金などを確実にご請求いただくために、ご契約者は、指定代理請求人となられる方へあらかじめ「ご契約の内容」および「代理請求できること」を必ずお知らせください。

10 更新

- 更新後の保険料は、更新日における被保険者の年齢および保険料率によって計算します。通常、同一の保障内容で更新される場合であっても、更新後の保険料は更新前よりも高くなります。
- 更新しない旨のお申し出がない限り、所定の期間、自動的に更新されます。特約の更新をご希望にならない場合は、特約の保険期間満了日の2ヵ月前までにその旨お申し出ください。**

11 配当金

- 配当金は変動（増減）し、決算実績によってはお支払いできない場合もあります。
- 毎年の決算実績を5年ごとに通算して剰余金が生じた場合、ご契約後6年目から5年ごとにお支払いします（自動積立）。
- 上記の配当金とは別に、特別配当をお支払いすることがあります。
 - ・この商品は、「MYミューチュアル配当」の対象商品であり、そのお支払金額は、「ミューチュアル・ポイント」の累計に、「ポイント単価」を乗じて算定します。
 - ・「ミューチュアル・ポイント」は、お払い込みいただいた保険料や保障額等により異なり、ご契約内容によっては加算ポイントが0になる可能性があります。また、商品・会社の収益性が著しく低下した場合、該当年度の加算ポイントが0になる可能性もあります。
 - ・「ポイント単価」は、健全性水準が著しく悪化した場合、0円になる可能性があります。その場合、お支払金額も0円になります。
- 配当金を当社所定の利率*で積み立てたものが積立配当金です。
 - *この利率は金利水準等の状況変化により変動することがあります。適用される利率については、当社ホームページ（裏表紙参照）でご確認ください。

12 その他の留意事項

各特約における入院・通院・手術・放射線治療について

1

- 「入院」とは、医師（柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます）による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、所定の病院または診療所*¹に入り、常に医師の管理下で治療に専念することをいいます。**自宅での治療または通院による治療が可能であるにもかかわらず入院している場合や、外泊や外出を繰り返し、治療に専念していない場合などは、お支払いの対象とはなりません。**

*1 「入院」における所定の病院または診療所とは、次のいずれかです。

- (1) 医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所（四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に入院した場合には、その施術所を含みます）

- (2) 上記（1）と同等の日本国外にある医療施設

- 「通院」とは、医師（柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます）による治療が必要であり、所定の病院または診療所*²において、入院によらないで治療を受けることをいいます。

*2 「通院」における所定の病院または診療所とは、次のいずれかです。

- (1) 医療法に定める日本国内にある病院または診療所（四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所で施術を受ける場合に限り、その施術所を含みます）

- (2) 上記（1）と同等の日本国外にある医療施設

- 「手術」・「放射線治療」とは、治療を直接の目的とした手術・放射線治療のことをいいます。

傷害入院治療保障特約、傷害退院後通院治療保障特約の型について

2

- ご契約時の型は、満70歳未満はⅢ型、満70歳以上満75歳未満はⅡ型、満75歳以上はⅠ型となります（ただし、年齢に応じた型と実際の自己負担割合が異なる場合、所定の書類をご提出いただくことで、実際の自己負担割合に応じた型を付加できます）。
- ご契約後は当社の定める取扱いの範囲内で型の変更が可能です。公的医療保険制度における自己負担割合が変更となる場合でも、**型は自動的に変更になりません。型の変更を希望される場合には、当社までお申し出ください。**

ご利用いただけない制度などについて

- 契約者貸付制度、復活、自動振替貸付、特約の中途付加、延長定期保険・払済保険への変更、保険料払込期間の変更のお取扱いはしていません。

傷害入院治療保障特約、傷害退院後通院治療保障特約、傷害外来時手術保障特約の給付金のご請求について

- 給付金のご請求の際は、病院または診療所が発行した治療の内容の診療報酬点数が記載された領収証が必要となります。また、傷害退院後通院治療保障特約および傷害外来時手術保障特約については、薬局が発行した調剤報酬点数が記載された領収証も必要となります。

解約時の返戻金について

- 返戻金の額は経過年月数等により異なります（解約の時期によっては、返戻金がないことがあります）。

その他

- 契約日における被保険者の年齢は満年齢で計算し、1年未満の端数は切り捨てます。また、保険契約締結後の被保険者の年齢は、年単位の契約応当日ごとに1歳を加えて計算します。
- 明治安田のケガほけんに付加される特約について、特約名称に〔総合保険用〕の文字が含まれる場合、当資料では〔総合保険用〕の文字を省略しています。
- お住まいの自治体によっては子どもに対する医療費等の助成制度があり、治療費の自己負担額の全額または一部が助成されることがあります。詳しくはお住まいの自治体にご確認ください。
- この商品の保険料は、生命保険料控除の対象外です。

特に重要なお知らせ (注意喚起情報)

この「特に重要なお知らせ (注意喚起情報)」には、
ご契約に際して特にご注意いただきたい事項や
不利益となる事項を記載しています。
内容をご確認・ご了解のうえ、
お申し込みいただきますようお願いいたします。

- 記載内容について、お客さまご自身でお読みいただくことが重要です。
- 主な免責事由など、お客さまにとって特に不利益となる情報が記載された部分は、必ずお客さまご自身でご一読ください。
 - 4 保険金などをお支払いできない場合
 - 6 解約と返戻金
- 特に、乗換の場合は、お客さまに不利益となることがあります。
 - 7 現在ご契約の保険契約または特約の解約、減額を前提とした新たなご契約

ご契約の際には、以下も必ずご確認ください

- 「ご契約のしおり 定款・約款」
お支払事由および制限事項の詳細など、ご契約についての大切な事項や必要な保険の知識などをご説明しています。
- 「保険設計書(契約概要)」
ご契約の内容などに関する重要な事項のうち、特にご確認ください事項を記載しています。

1 保険契約のお申込みの撤回または解除 (クーリング・オフ制度)

● ご契約の申込日またはこの冊子の書面または電磁的記録を受け取った*¹日のいずれか遅い日から、その日を含めて**8日以内**(土・日・祝日、年末年始の休日を含みます)であれば、書面または電磁的記録*²により保険契約のお申込みの撤回または解除ができます。書面は、郵便により当社の支社または本社あて上記期限内に発信してください。



クーリング・オフができない場合

- 債務履行の担保のための保険契約であるとき
- 保障見直し制度ご利用のとき

*¹ PDFファイルのダウンロードなど

*² 電磁的記録によるお申し出の主たる窓口として、当社ホームページ(裏表紙参照)の専用申出フォームからお申し出いただく方法を設定しております。

2 健康状態や職業などの告知

● ご契約者や被保険者には健康状態や職業などについて告知していただく義務があります。

● ご契約にあたっては、現在の健康状態、身体の障害状態、職業など当社がおたずねする告知項目について、事実をありのままに正確にもれなくお知らせください。



- 告知受領権は生命保険会社が有しています。
- 生命保険募集人(代理店を含みます)には告知受領権がなく、生命保険募集人に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりません。

告知の内容が事実と相違する場合

●故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日から2年以内であれば、当社は「告知義務違反」としてご契約または特約を解除することがあります。



- 責任開始日から2年を経過していても、保険金などをお支払いする事由または特約保険料のお払込みを免除する事由が、2年以内に生じていた場合には、ご契約または特約を解除することがあります。
- ご契約または特約を解除した場合には、たとえ、保険金などをお支払いする事由が発生していても、保険金などをお支払いすることはできません。また、特約保険料のお払込みを免除する事由が発生していても、お払込みの免除はできません。

●上記以外にも、告知義務違反の内容が特に重大な場合は、詐欺による取消しを理由として、**保険金などのお支払いや特約保険料のお払込みの免除ができません**。この場合、告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後にも取消しとなる場合があります。また、**すでにお払い込みいただいた特約保険料は払い戻しません**。

電話や訪問によるお申込内容などの確認について

●当社の確認担当職員または当社で委託した確認担当者が、ご契約のお申込後または保険金などのご請求および特約保険料のお払込みの免除のご請求の際、ご契約者・被保険者・受取人に電話や訪問のうえ、ご契約のお申込内容またはご請求内容などについて確認させていただく場合があります。また、被保険者を診療した医師などに対し、症状などについて照会や確認をさせていただく場合があります。



- 電話確認の内容は、当社の業務の運営管理およびサービスの充実などに必要な範囲で録音させていただく場合があります。
- 事前のAppointmentなしに訪問させていただく場合があります。
- 訪問・電話確認の際は、ご本人さまの確認をさせていただきます。

3 保障の開始

●お申し込みいただいたご契約を当社が承諾した場合には、お申込みと告知がともに完了した時から、ご契約上の保障が開始されます。

●第1回保険料の払込方法が、「クレジットカード・デビットカードにより払い込む方法」または「当社の指定した金融機関の口座に送金することにより払い込む方法」の場合、第1回保険料相当額のお払込みが、お申込みの承諾における要件の一つとなります。



- 生命保険募集人（代理店を含みます）は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行なう者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。

4 保険金などをお支払いできない場合

次のような場合には、保険金などをお支払いできません

●責任開始時前の病気・ケガを原因とする場合など

●免責事由に該当する場合

- 例・ご契約者、被保険者または受取人の故意または重大な過失
- ・被保険者による無資格運転・酒気帯び運転中の事故 など

●告知義務違反による解除の場合

●重大事由による解除の場合

- 例・保険金などを詐取する目的で事故を起こしたとき（未遂を含みます）
- ・ご契約者、被保険者または保険金などの受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められるとき など

●詐欺による取消し、保険金などの不法取得目的による無効の場合

●保険料のお払込みがないことによる解除、失効の場合*

*失効が取り消された場合を除きます。



- 保険金などをお支払いできない場合については、「ご契約のしおり 定款・約款」、および冊子「保険金・給付金のご請求について」をあわせてご確認ください。

5 猶予期間内に保険料のお払込みがない場合のお取扱い(解除、失効、失効取消)

■ 猶予期間とご契約の解除、失効

●保険料は払込期月内にお払い込みください。払込期月内にお払込みのご都合がつかない場合のために、お払込みの猶予期間を設けています。

●第1回保険料が猶予期間内に払い込まれない場合、ご契約は解除となります。

●第2回以後の保険料が猶予期間内に払い込まれない場合、ご契約は、猶予期間の満了日の翌日から効力を失います(失効)。その後、支払事由が発生しても、保険金などのお支払いはできません*。

*失効が取り消された場合を除きます。



●「当社が自動的に保険料を貸し付けてご契約を有効に継続させる制度(自動振替貸付)」のお取扱いはありません。

■ ご契約の失効取消

●ご契約が失効した場合、失効取消可能期間(失効日からその日を含めて2ヵ月間)中に未払込保険料をお払い込みいただいたときには、失効日にさかのぼって失効を取り消すことができます。

●失効取消のお申し出にあたっては、改めて告知をしていただく必要はありません。

●ご契約の失効中に保険金などの支払事由が発生した場合でも、失効が取り消されたときには、保険金などをお支払いします。

●失効取消のお申し出の前に返戻金を請求した場合は、失効取消はできません。

●ご契約の失効後、失効取消可能期間を経過した場合は、有効な状態に戻すことはできません(復活のお取扱いはありません)。

6 解約と返戻金

●お払い込みいただいた保険料は預貯金とは異なり、一部は保険金などのお支払いに、また他の一部はご契約の締結や維持に必要な経費にあてられます。したがって、解約時の返戻金は、多くの場合、**払込保険料の合計額よりも少ない金額となります**。

●返戻金の額は、特約の種類、被保険者の年齢・性別、ご契約の経過年月数などによって異なります。特にご契約後、短期間で解約されたときの返戻金は**多くの場合全くな**いか、**あってもごくわずか**です。

7 現在ご契約の保険契約または特約の解約、減額を前提とした新たなご契約

●解約・減額されますと、多くの場合、**返戻金は払込保険料の合計額よりも少ない金額となります**。

●一定期間の契約継続を条件に発生する**配当の請求権等を失うことになる場合があります**。

●新たなご契約では現在のご契約と比べて保険料計算に用いる予定利率が引き下げられる場合があります。予定利率が引き下げられた場合、保険種類によっては**保険料が引き上げられる場合があります**。

●**現在のご契約と新たなご契約とで給付範囲(保険金・給付金の支払事由)が異なることにより、現在の保障内容が新たなご契約では保障されないことがあります**。

●一般のご契約と同様に告知義務があります。また、「新たなご契約の責任開始日」を起算日として、告知義務違反による解除の規定が適用されます。

●詐欺による取消しの規定などについても、新たなご契約の締結に際しての詐欺の行為などが適用の対象となります。

●告知が必要な傷病歴などがある場合は、新たなご契約のお引受けができなかったり、その告知をされなかったために新たなご契約が解除・取消しとなることもあります。

●告知に関する注意事項は、**2健康状態や職業などの告知**をご確認ください。



- 現在のご契約を解約・減額される時期などは、お客さまご自身でご判断ください。
- 解約される保険契約が「MYミューチュアル配当」の対象商品であったとしても、当該保険契約の「ミューチュアル・ポイント」は新たなご契約に引き継がれません。

8 ご契約者と相互会社との関係

- 当社は相互会社であり、保険業法に基づき、意思決定機関として「総代会」を設置しています。
- 相互会社ではご契約者が「社員」*となります。社員には、社員の代表たる総代を選出する社員投票権や剰余金分配を受ける社員配当金請求権などがあります。
*剰余金の分配のない保険（無配当保険）のみにご加入のご契約者は除きます。

9 保険金額などが削減される場合

- 保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額などが削減されることがあります。
- 当社は、生命保険契約者保護機構（以下、「保護機構」といいます）に加入しています。保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、ご契約時の保険金額などが削減されることがあります。

10 保険金などのご請求

- 保険金などの支払事由が生じた場合や、お支払いの可能性があると思われる場合などには、すみやかに当社（担当者、支社またはコミュニケーションセンター）にご連絡ください。
- ご契約内容によっては、複数の保険金などの支払事由に該当することがありますので、お支払いに関してご不明な点がある場合などには当社にご連絡ください。
▶冊子「保険金・給付金のご請求について」もあわせてご確認ください。
- 死亡時の給付がない場合であっても、配当金などをお支払いすることがありますので、被保険者が死亡した場合は必ず当社までご連絡ください。

指定代理請求制度（被保険者請求サポート制度）について

- 被保険者が受取人となる給付金などについて、被保険者がご請求できない特別な事情がある場合、指定代理請求人からご請求いただけます。
- ご契約者は、指定代理請求人に対し、「ご契約の内容」および「代理請求できること」を必ずお知らせください。**

11 その他、ご注意いただきたい事項

ご住所などを変更された場合

- 当社からのお手続きに関するお知らせなど、重要なお案内ができないおそれがありますので、ご契約者のご住所などを変更された場合には、必ず当社にご連絡ください。

保険契約者代理特約（契約者手続サポート制度）について

- ご契約者が、自らご契約に関するお手続きを行なうことができない特別な事情がある場合、ご契約者があらかじめ指定した保険契約者代理人が、所定のお手続きを行なうことができます。
- ご契約者は、保険契約者代理人に対し、「ご契約の内容」および「ご契約者に代わってお手続きができること」を必ずお知らせください。**

契約者貸付制度について

- 契約者貸付のお取扱いはありません。

生命保険料控除について

- この商品の保険料は、生命保険料控除の対象外です。

- 生命保険のお手続きやご契約に関する苦情・相談については、コミュニケーションセンターへご連絡ください。連絡先は、この冊子の裏表紙に記載しています。
- ご契約の商品に係る指定紛争解決機関は（一社）生命保険協会です。詳細は、この冊子の裏表紙をご確認ください。

「MY Web約款」について

●「MY Web約款」では、ご契約のしおりや約款・特約条項の全文を閲覧いただけます。

●「MY Web約款」の閲覧方法は次のとおりです。

① 当社ホームページ トップページ

- 当社ホームページから「MY Web約款」ボタンを押下してください。
- 別ウインドウが表示されます。



- 閲覧に際しては、商品名と契約日が必要です。
- 商品名は「明治安田のケガほけん」を選択してください。契約日は「ご契約締結内容通知書」などでご確認ください。
- 当社ホームページは明治安田で検索または以下のアドレスを入力してください。

明治安田

🔍 検索

明治安田ホームページ

<https://www.meijiyasuda.co.jp/>

② MY Web約款 トップページ

- ページ内の「契約日等から探す」または「商品名から探す」を押下してください。

【契約日等から探す】の場合

- 契約日を選択のうえ、契約日を入力して、検索ボタンを押下してください。
- 入力した契約日に「MY Web約款」で約款等の全文を提供している商品が表示されます。
- 「明治安田のケガほけん」を選択してください。

【商品名から探す】の場合

- 「MY Web約款」で約款等の全文を提供している商品が表示されます。
- 「明治安田のケガほけん」を選択してください。
- 約款等の改正に応じて期間が分かれていますので、契約日が含まれる期間を選択してください。

③ 約款等 閲覧画面

- 商品名および契約日が含まれる期間が表示されていることを確認してください。
- ご覧になる約款等を押下してください。

スマートフォン・タブレット等をご活用の場合は、こちらの二次元コードから、「MY Web約款」の検索画面にアクセスすることができます。

※二次元コードは公開された仕様に基づき作成されるものですが、各携帯電話会社、および対応機種により若干の独自仕様等を含みます。このため、対応端末のすべてで正確に読み取れることを完全には保証できません。あらかじめご了承ください。



保険のことば

●太字の用語は他の項目で説明しています。 ●➡の用語もご参照ください。

か

契約日【けいやくび】

保険契約が始まる日をいい、保険期間の起算日や年齢の計算の基準日になります。この保険の場合、**責任開始日**の属する月の翌月1日が契約日となります。

告知／告知義務／告知義務違反【こくち／こくちぎむ／こくちぎむいはん】

被保険者の健康状態や職業など、当社がおたずねする重要なことがらについて、事実をありのままに報告していただくことを告知といいます。

保険契約の申込みなどの際、**保険契約者**および**被保険者**にはこの告知を行なう義務(告知義務)があります。その際に事実が告げられなかったときには、当社は告知義務違反として保険契約を解除したり、詐欺として保険契約を取消したりすることがあります。

ご契約締結内容通知書

【ごけいやくていけつないようつうちしょ】

保険契約の保険金額、保険期間などのご契約内容を具体的に記載したものをいいます。

さ

失効【しっこう】

保険料のお払込みの猶予期間を過ぎても保険料のお払込みがなかったために、保険契約の効力が失われることをいいます。

➡【払込期月】

失効取消【しっこうとりけし】

保険契約が**失効**した後、失効日から2ヵ月以内に未払込保険料を払い込むことで、失効日にさかのぼって失効を取り消し、保険契約を有効な状態に戻すことをいいます。

支払事由【しはらいじゆう】

保険金などが支払われる場合のことをいいます。**被保険者**の死亡などがこれにあたります。

➡【免責事由】

責任開始時／責任開始日

【せきにんかいしじ／せきにんかいしび】

保険契約上の保障が開始する時点を責任開始時といい、責任開始日が属する日を責任開始日といいます。

た

第1回保険料相当額

【だいいっかいほけんりょうそうとうがく】

保険契約のお申込みの際に契約成立前にお払い込みいただくお金のことで、第1回保険料充当金ともいいます。

保険契約が成立した場合には、第1回保険料に充当されます。

は

払込期月【はらいこみきげつ】

保険料をお払い込みいただく月のことをいいます。保険料の払込回数に応じ、次の契約応当日が属する月の1日から末日までになります。

- ・新年掛：年単位の契約応当日
- ・月掛：月単位の契約応当日

被保険者【ひほけんしゃ】

保険の保障の対象となる人のことをいいます。その人が死亡した場合などに**保険金**などが支払われます。

返戻金【へんれいきん】

保険契約が解約された場合などに**保険契約者**にお払戻しするお金のことをいいます。

保険金／給付金

【ほけんきん／きゅうふきん】

被保険者が死亡などの**支払事由**に該当したときにお支払いするお金のことをいいます。

保険契約者【ほけんけいやくしゃ】

当社と保険契約を結び、保険契約上の権利(契約内容変更の請求権など)と義務(**保険料**のお払込みなど)を持つ人のことをいいます。

保険約款／普通保険約款／特約条項【ほけんやっかん／ふつうほけんやっかん／とくやくじょうこう】

保険約款は普通保険約款と特約条項により構成されます。普通保険約款には、ご契約に共通して適用される基本的な事項を規定し、特約条項には特約ごとにお支払いする場合など個別のお取扱いを規定しています。

保険料【ほけんりょう】

保険金などの対価として**保険契約者**からお払い込みいただくお金のことをいいます。

ま

免責事由【めんせきじゆう】

被保険者が**支払事由**に該当された場合でも、被保険者の犯罪行為などのケースでは**保険金**などが支払われないことがあります。この支払われない事由のことをいいます。

生命保険契約のお手続きに関するご照会

コミュニケーションセンター「お電話によるご相談窓口」



0120-662-332

月曜～金曜9:00～18:00 土曜9:00～17:00 (いずれも祝日・年末年始を除く)

コミュニケーションセンターとお電話の内容は、当社業務の運営管理およびサービス充実の観点から録音させていただいておりますので、あらかじめご了承ください。なお、当社におけるお客さまに関する情報の取扱いについては、ホームページ (<https://www.meijiyasuda.co.jp/>) をご覧ください。

ご契約の商品に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。(一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>)

なお、生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

生命保険募集人は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行なう者で、保険契約締結の代理権はありません。

したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。

引受保険会社

明治安田生命保険相互会社

本社 〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-1-1
TEL 03-3283-8111 (代表)

明治安田ホームページ

<https://www.meijiyasuda.co.jp/>



明治安田

検索

担当者